

福島大学大学院

共生システム理工学研究科

共生システム理工学専攻

博士前期課程

学修案内

2022

(令和4年度入学者用)

# 目 次

## 共生システム理工学研究科共生システム理工学専攻の概要・特色

- 1．共生システム理工学研究科共生システム理工学専攻の概要…… 1
- 2．共生システム理工学研究科共生システム理工学専攻の目的…… 2
- 3．4分野の特色・目標…… 2

## 教務関係日程表…… 3

## 教育方法

- 1．授業時間帯…… 3
- 2．授業科目の履修方法…… 3
- 3．学位の授与…… 4
- 4．長期履修学生制度について…… 4
- 5．履修手続きについて…… 5
- 6．成績評価について…… 5
- 7．成績発表・不服申立てについて…… 6
- 8．教育職員免許状について…… 6

## 授業案内

- 1．開設授業科目…… 8
- 2．地域実践研究について…… 11
- 3．理工学セミナーについて…… 12

## その他

- 1．大学間交流協定に基づく学生派遣について…… 13
- 2．学内諸施設の利用について…… 15
- 3．各種手続き等に関する注意事項…… 15

## 関係規程等…… 16

## ディプロマ・ポリシー，カリキュラム・ポリシー…… 34

## 配置図



## 2022年度 教務関係日程表(10月～3月)

10月		11月		12月		1月/2023年		2月/2023年		3月/2023年				
1 土	履修登録・修正期間	1 火	授業	1 木	授業	1 日	冬季休業	1 水	授業	1 水	補講期間	1 水	春季休業	
2 日		2 水		2 金		2 月		2 木		2 木		2 木		
3 月		入学式(10月期) / 新入生ガイダンス		3 木		3 土		3 火		3 金		3 金		3 金
4 火		研究指導教員変更届 ・他研究科開設科目の履修希望届		4 金		4 日		4 水		4 土		4 土		4 土
5 水		他専攻開設科目の履修希望届		5 土		5 月		5 木		5 日		5 日		5 日
6 木		「所属分野」、「研究指導教員」、「研究課題」提出期限(新入生)		6 日		6 火		6 金		6 月		6 月		6 月
7 金				7 月		7 水		7 土		7 火		7 火		7 火
8 土				8 火		8 木		8 日		8 水		8 水		8 水
9 日				9 水		9 金		9 月		9 木		9 木		9 木
10 月				10 木		10 土		10 火		10 金		10 金		10 金
11 火		11 金	11 日	11 水	11 土	11 土	11 土	入試準備						
12 水		12 土	12 月	12 木	12 日	12 日	12 日	後期日程入試						
13 木		13 日	13 火	13 金	13 月	13 月	13 月	春						
14 金		14 月	14 水	14 土	14 火	14 火	14 火	休						
15 土		15 火	15 木	15 日	15 水	15 水	15 水	業						
16 日		16 水	16 金	16 月	16 木	16 木	16 木	休						
17 月		17 木	17 土	17 火	17 金	17 金	17 金	業						
18 火		18 金	18 日	18 水	18 土	18 土	18 土	業						
19 水		19 土	19 月	19 木	19 日	19 日	19 日	業						
20 木		20 日	20 火	20 金	20 月	20 月	20 月	保存用修士論文及び修士論文内容要旨提出締切						
21 金		21 月	21 水	21 土	21 火	21 火	21 火							
22 土		22 火	22 木	22 日	22 水	22 水	22 水							
23 日		23 水	23 金	23 月	23 木	23 木	23 木	天皇誕生日						
24 月		24 木	24 土	24 火	24 金	24 金	24 金	入試準備						
25 火		25 金	25 日	25 水	25 土	25 土	25 土	前期日程入試(2/25～2/26)						
26 水		26 土	26 月	26 木	26 日	26 日	26 日							
27 木		27 日	修士論文題目届 11/24～11/30(土日を除く)	27 火	27 金	27 金	27 金							
28 金		28 月		28 水	28 土	28 土	28 土							
29 土		29 火		29 木	29 日	29 日	29 日							
30 日		30 水		30 金	30 月	30 月	30 月							
31 月	「研究計画書」研究指導計画書作成・確認			31 土	31 火	31 火	31 火							
				大学一斉休業期間 12/29～1/3 (全施設閉鎖)										

# Ⅰ 共生システム理工学研究科共生システム理工学専攻の概要・特色

## 1. 共生システム理工学研究科共生システム理工学専攻の概要

現代社会が抱える課題の解決には、既存の学問領域の枠を超え、分野横断的なシステム科学の視点で、広範で多様な専門教育を提供して高度専門技術者・研究者を育成することが求められています。また、これまで多くの学問に支えられて発展してきた科学技術を21世紀に適応できるシステムサイエンスとして、より発展させることも求められています。

福島大学はこのような課題認識のもと、これまでの学問体系を超えて理学・工学・人文社会科学を融合し、「人・産業・環境」の共生システム科学の視点で捉える学士課程「共生システム理工学類」を創設し、平成17年度より学生を受け入れています。平成20年度には、学士課程で培われた知識や技術をさらに進化させ、科学技術の進化に適応する高度で広範な教育研究を提供する福島大学大学院共生システム理工学研究科共生システム理工学専攻（以下「理工学専攻」という）修士課程を開設しました。年次進行で、平成22年度からは博士後期課程を開設し、修士課程は博士前期課程と改称されました。平成31年度には理工学専攻に加えて環境放射能学専攻の修士課程を本研究科に開設しました。令和3年度からは環境放射能学専攻の博士後期課程を開設し、修士課程は博士前期課程と改称されています。

理工学専攻博士前期課程は、4つの研究分野を設けています。各分野では、専門科目群を「基礎領域・発展領域」の2段階に区分し、教育課程を明確化した上で、高度専門職業人・研究者育成の核となる多くの科目群を用意しています。更に地域社会のニーズと大学院教育のマッチングを促進する一環として、地元貢献できる人材と実践的な力を有する高度専門職業人を育成するため、地元の課題に積極的にかかわることを目的とした「地域実践研究」の授業を、福島県の研究機関等の協力を得て実施しています。

各分野を担当する教員は、理工学専攻の分野横断的な目標に配慮しつつ、専門性を明確に意識できるよう直接指導する体制を採っています。従って、履修する科目については、各自の研究課題やその発展性を考慮して、研究指導教員と相談の上、決定することとしています。長期履修学生制度も用意され、職業に従事する等により時間的制約のある学生は、標準修業年限を超えた期間でも修了できます。

理工学専攻博士前期課程に2年以上在学し、必修科目「修士論文研究」の8単位を含めて30単位を修得し、修士論文審査に合格すると修士号（理工学）が授与されます。また、教育職員免許状に関しては専修免許状を取得することができます。専修免許状の取得できる教科は、中学校は理科と技術、高等学校は理科と工業と情報です。

博士前期課程修了後、博士後期課程（定員4名）に進学することができます。博士後期課程の詳細については大学院パンフレット等を参照してください。

自然環境に恵まれた福島大学のキャンパスで、21世紀の社会での活躍に向けて、新しい「共生のシステム科学」を意欲的に学んでくださることを期待しています。

## 2. 共生システム理工学研究科共生システム理工学専攻の目的

理工学専攻は、共生のシステム科学という新たな学問体系の枠組みの中で、21世紀の課題解決に向けた広範で多様な研究・教育を行い、地域に貢献できる人材と実践的な力を有する高度専門職業人・研究者を育成することを目的とします。

### 3. 4分野の特色・目標

理工学専攻は、発展・変化の著しい高度情報化社会へ適応するために不可欠な「数理・情報システム分野」、制御技術や情報技術の社会への適用を目指す「物理・メカトロニクス分野」、高機能・高付加価値で環境負荷の少ない材料や製造方法の構築を目指す「物質・エネルギー科学分野」、そして、自然と人間の共生を目指し環境の管理・計画を扱う「生命・環境分野」で構成しています。

さらに、分野間は相互に連携し、複雑に進化する新たな課題に迅速に対応できる教育・研究システムになっています。

#### 「数理・情報システム分野」

数理科学、情報科学、経営工学を基礎とした理工学的専門知識を深めるとともに幅広い応用力を身につけ、数学を用いた解析・モデル化・データ分析やシミュレーション、アルゴリズムの設計、ネットワーク解析、ソフトウェアシステムの設計・開発・運用、経営情報システムや戦略情報システムの構築など、発展・変化の著しい高度情報化社会に理論面から実践面まで幅広く適応できる研究者や専門技術者に育成を行います。

#### 「物理・メカトロニクス分野」

物理学・機械工学・電気工学などを基盤とした理工学的専門知識を深め、新機能をもった要素技術や新たな測定手法、個々の要素を有機的に組み合わせるための制御技術や情報技術などの開発を行います。もの・ヒト・現象などをシステムとみなしてモデル化する方法を学ぶことで、複雑な事象を紐解き、社会に役立つものづくりのための設計手法と製作技術を修得します。

#### 「物質・エネルギー科学分野」

持続循環型社会の構築のためには、高機能・高付加価値で環境負荷が少ない物質やエネルギー技術が必要となります。これらへのニーズに応えるため、新物質創製や新機能の発現を視野に入れた基礎的研究から、製造技術の革新や再生可能エネルギー大量導入を目指した実証的研究までを行います。幅広い教育・研究を通じて、これからの技術や産業の発展を支える高度専門職業人の育成を行います。

#### 「生命・環境分野」

生物学・心理学・地学・気象学・水文学などを基礎とした理工学的専門知識を深めるとともに幅広い応用力を身につけ、生物多様性の調査や保全、人間の心理・生理的仕組みの解明、自然災害の予測・防災と人間活動が環境に及ぼす影響の解明、環境を構成する自然・社会・文化を総合的にとらえたデザイン・計画などの、自然と人間の共生や環境のモニタリング・管理・計画を担う研究者や専門技術者の育成を行います。

## 教務関係日程表

詳しくは、LiveCampus 上にUPしている日程表（年度毎に更新）を参照してください。以下のURLよりダウンロードできます。

<http://kyoumu.adb.fukushima-u.ac.jp/>

## 教育方法

### 1. 授業時間帯

曜日 時限	月曜日～金曜日	土曜日
1時限	8:40～10:10	
2時限	10:20～11:50	
昼休み	11:50～13:00	
3時限	13:00～14:30	13:00～14:30
4時限	14:40～16:10	14:40～16:10
5時限	16:20～17:50	16:20～17:50
6時限	18:00～19:30	18:20～19:50
7時限	19:40～21:10	

### 2. 授業科目の履修方法

#### 【履修基準】

区分	基準	修了要件 単位数
必修	修士論文研究、	8単位
	理工学セミナー、	6単位
選択必修	所属分野の基礎領域に含まれる授業科目	6単位
	所属分野の発展領域に含まれる授業科目	4単位
自由選択	選択必修科目として選択していない科目、他専攻の授業科目又は他研究科等の授業科目	6単位
最低修得単位数合計		30単位

上記を修得し、本研究科が行う修士論文の審査及び最終試験に合格すること。

選択必修区分で、修了要件単位数を超過して修得した単位は「自由選択」として計上される。

- (1) 理工学専攻は4分野制となっており、研究課題に応じて、必要な科目を、基礎領域、発展領域として設定することができます。履修する科目については、研究する課題やその発展性を考慮して、研究指導教員と相談の上で決定してください。
- (2) 年間の履修登録総単位の上限は、学類の授業科目を除いて、30単位までとなっています。ただし、長期履修学生については、16単位(入学時から3年間の履修期間の場合は、20単位)までとなっています。
- (3) 修士論文研究は、第1 Semesterから第4 Semesterまで継続して修得することになっていますが、長期履修学生は、通年2単位履修も可能とします。
- (4) 客員教授の特論および地域実践研究、の授業は、学外研究機関で実施することになるので、開講場所、日時等に注意してください。
- (5) 理工学セミナー、の授業は、指導教員と相談の上、授業計画を立てて、受講Semesterの履修登録期間中にLiveCampusから履修登録を行ってください。
- (6) 社会人履修生がいる授業科目は、開講時間調整を行う場合があるので、開講曜日・時間等に注意してください。
- (7) 研究指導教員が必要と認めたときは、他研究科の授業科目を履修できる場合があります。その際は事務担当窓口まで届け出てください。
- (8) 「修士論文」は、修士論文研究8単位を修得していなければ、提出することはできません。

### 3. 学位の授与

本研究科に2年以上在学し、必修科目を含めて30単位以上を修得し、修士論文の審査及び最終試験に合格することをもって修了要件とします。ただし、福島大学大学院学則第25条による優れた研究業績を上げた者の在学期間の短縮については、「優れた研究業績を上げた者の在学期間短縮と早期修了に関する取扱要項」を参照してください。

修士論文の審査は、研究過程全般を通して学生の学習過程を詳細に把握している1名の主査及び2名の副査の計3名の教員が中心となって行います。修士論文の審査と最終試験を実施し、それを踏まえて研究科委員会で審査します。主査は3分の2以上出席した研究科委員会に審査過程と可否の結果を報告し、了承を得ることとなっています。研究科長はその結果を学長に報告し、学長は報告に基づき、修士の学位を授与すると決定された者に対して学位記を交付して学位を授与します。

### 4. 長期履修学生制度について

本研究科では、長期履修制度を設けており、職業に従事する等により1年間又は1 Semesterで修得可能な単位数が限定される場合、あらかじめ入学前又は1年次の学年末に申請して許可を受けることで、通常の修業年限を超えて在学することができます。長期履修学生は、通常の修業年限である2年間の課程を、4年間又は3年間とあらかじめ計画し、許可を得て修学することになります。カリキュラム及び授業料の総額は通常の修業年限の場合と同額です。なお、本制度を利用する場合、年間の履修登録総単位の上限は一定制限されます。

申請する場合は、「福島大学大学院長期履修学生に関する取扱規則」を熟読の上、所定の期間に必要な書類を教務担当窓口に提出してください。



## 5. 履修手続きについて

(1) 履修手続きは「2. 授業科目の履修方法」を熟読し、必ず指導教員等と相談の上、インターネットに接続された学内外のパソコンから LiveCampus に接続して行ってください。

詳しくは、LiveCampus 上にあるマニュアル、または履修登録の期間に教務課、総合情報処理センター等に置くマニュアル（印刷物）を参照してください。

携帯電話からの履修登録はできませんので注意してください。

ID、パスワードを忘れた場合は、総合情報処理センターにお問い合わせください。なお、電話での問合せには応じられません。

(2) 定められた期間内に履修登録をしなかった授業科目については、いかなる理由があっても受講することは認められませんので注意してください。

(3) 「開講科目受講希望及び受講可能時間帯用紙」と「地域実践研究履修希望調書」は、以下のURLよりダウンロードできます。

<http://kyoumu.adb.fukushima-u.ac.jp/>

(4) 授業期間の最終日までに病気や事故などやむを得ない理由で、履修登録をした科目の受講を継続することが困難になった場合などは、履修登録撤回を認めることがあります。証明できる書類を準備して、授業期間の最終日（集中講義の場合はその最終日）までに教務課に申請してください。

## 6. 成績評価について

成績の評価は、5段階の評価（S、A、B、C及びF）で行われます。この5段階の評価には、それぞれグレードポイント（GP）が与えられます（下の表を参照）。評点が「60点以上」であれば、C以上の評価となります。

各科目の単位認定基準は、シラバスにおいて明示されます。なお、本学の責任で評価できない科目については、GPによる評価は行いません。

	評語	学 修 成 果	評 点	G P
単位 認定	S	単位認定基準を満たし、かつすべての項目で優秀な学修成果をあげた	90点～ 100点	4
	A	単位認定基準を満たし、かつ多くの項目で優秀な学修成果をあげた	80点～ 89点	3
	B	単位認定基準を満たし、かついくつかの項目で優秀な学修成果をあげた	70点～ 79点	2
	C	単位認定基準を満たす最低限の学修成果をあげた	60点～ 69点	1
単位 不認定	F	単位認定基準の学修成果をあげられなかった	59点以下	0

## 7．成績発表・不服申立てについて

成績は、LiveCampus で発表します。各セメスターの成績発表日以降に当該セメスター分が追加されますので各自必ず確認してください。なお、紙での交付は行っていませんので留意してください。LiveCampus での成績の確認は、メンテナンス期間を除き随時可能です。

成績評価について不服がある場合には、セメスターごとの所定の期間内に申立てをすることができます。不服申し立ては、LiveCampus から行います。申請方法等の詳細は、掲示によりお知らせします。

この「不服申し立て」に対しては当該授業科目の担当教員が対応します。ただし、非常勤講師担当の授業科目にかかわる「不服申し立て」については、教務担当窓口で対応します。

「不服申し立て」は、単に自分が期待した評価が得られなかったというだけでは、行うことはできません。「不服申し立て」にあたっては、シラバスの成績評価の基準による自己採点と得られた成績評価との間に明らかにギャップがあるなど、不服申し立てを行うに足る合理的な根拠を明確に説明することが要件です。要件を満たさない申し立ては不許可となります。

## 8．教育職員免許状について

すでに1種の教育職員免許状を取得している場合は、教育職員免許法（以下「教免法」という）に定める所定の単位を上積みすることにより、取得している1種免許状と同種の専修免許状を取得できます。

本研究科において取得できる教育職員免許状は、中学校教諭専修免許状（理科、技術）、高等学校教諭専修免許状（理科、工業、情報）です。取得希望者は「教育職員免許状《専修》取得希望届」を所定の期間に教務担当窓口へ提出して下さい。提出期間は掲示でお知らせします。また、取得に当たって必要な修得すべき科目の履修方法等はガイダンス等で説明します。

### （1）中学校教諭専修免許状（理科、技術）について

すでに、中学校教諭1種免許状（理科）を取得している場合は、本研究科において、教免法に定める所定の単位を修得すれば、中学校教諭専修免許状（理科）を取得することができます。中学校教諭1種免許状（技術）を有している者に関しても同様です。

### （2）高等学校教諭専修免許状（理科、工業、情報）について

すでに、高等学校教諭1種免許状（理科、工業、情報）を取得している場合は、本研究科において、教免法に定める所定の単位を修得すれば、高等学校教諭専修免許状（理科、工業、情報）を取得することができます。

教免法上、中学校・高等学校教諭の専修免許状を取得するためには、研究科修了に必要な単位30単位以上を修得し、且つ取得希望の専修免許状に係る「大学が独自に設定する科目」24単位以上を大学院で修得することが必要です。この時、**専修免許状取得のために必要な授業科目は免許状の種類（教科）により異なりますので注意してください。**

取得できる教員免許状の種類（教科）	単位の修得方法
中学校教諭専修免許状（理科） 高等学校教諭専修免許状（理科）	理科に関する科目 24 単位以上を修得すること
中学校教諭専修免許状（技術）	技術に関する科目 24 単位以上を修得すること
高等学校教諭専修免許状（工業）	工業に関する科目 24 単位以上を修得すること
高等学校教諭専修免許状（情報）	情報に関する科目 24 単位以上を修得すること

### 修了単位履修基準と専修免許状取得のための履修基準

研究科修了のための単位上の要件と専修免許状を取得するための要件とは必ずしも一致はしていません。これは研究科修了のために必要な授業科目の中には専修免許状を取得する際には使用できない授業科目が含まれているからです。次ページ以降の「授業案内」に記載の対照表を参照してください。

なお、○印のついた授業科目は、最上欄に記された種類の専修免許状を取得する際に使用できるものです。

# 授 業 案 内

## 1 . 開設授業科目

履修分野	領域	授 業 科 目	担当者	履修年次	単位数		専修免許状		
					必修	選択	理(中・高)	技術(中・高)	情報(高)
共通	基礎領域	共生システム特論	長橋良隆	1		2			
数理・情報システム分野	基礎領域	応用非線型解析特論	中川和重	1		2			
		応用数学特論	笠井博則	1		2			
		ネットワークシステム特論	内海哲史	1		2			
		知能情報学特論	藤本勝成	1		2			
		アルゴリズム特論	三浦一之	1		2			
		情報セキュリティ特論	篠田伸夫	1		2			
		ソフトウェア工学特論	神長裕明	1		2			
		データ工学特論	中村勝一	1		2			
		最適化特論	中山 明	1		2			
		経営情報システム特論	董 彦文	1		2			
		交通物流システム工学特論	樋口良之	1		2			
		ロジスティクスシステム特論	石川友保	1		2			
		技術経営(MOT)特論	石岡 賢	1		2			
		生産システム最適化特論	筧 宗徳	1		2			
	環境経済システム特論	西嶋大輔	1		2				
	発展領域	応用非線型解析特論	中川和重	1		2			
		応用数学特論	笠井博則	1		2			
		ネットワークシステム特論	内海哲史	1		2			
		知能情報学特論	藤本勝成	1		2			
		アルゴリズム特論	三浦一之	1		2			
		情報セキュリティ特論	篠田伸夫	1		2			
		ソフトウェア工学特論	神長裕明	1		2			
		データ工学特論	中村勝一	1		2			
		最適化特論	中山 明	1		2			
		経営情報システム特論	董 彦文	1		2			
		交通物流システム工学特論	樋口良之	1		2			
		ロジスティクスシステム特論	石川友保	1		2			
		技術経営(MOT)特論	石岡 賢	1		2			
生産システム最適化特論		筧 宗徳	1		2				
環境経済システム特論	西嶋大輔	1		2					
	地域実践研究	全教員	2		2				
	地域実践研究	全教員	2		2				

履修分野	領域	授業科目	担当者	履修年次	単位数		専修免許状		
					必修	選択	理(中・高)	工(中・高)	情(高)
物理・メカトロニクス分野	基礎領域	人間医工学特論	田中 明	1		2			
		材料システム設計特論	小沢喜仁	1		2			
		物性物理学特論	山口克彦	1		2			
		宇宙と素粒子の物理学特論	馬場一晴	1		2			
		感覚運動工学特論	二見亮弘	1		2			
		パワーエレクトロニクス特論	岡沼信一	1		2			
		エネルギーシステム工学特論	島田邦雄	1		2			
		メカトロニクス特論	高橋隆行	1		2			
		ヒューマンマシンインタフェース特論	衣川 潤	1		2			
	発展領域	人間医工学特論	田中 明	1		2			
		材料システム設計特論	小沢喜仁	1		2			
		物性物理学特論	山口克彦	1		2			
		宇宙と素粒子の物理学特論	馬場一晴	1		2			
		感覚運動工学特論	二見亮弘	1		2			
		パワーエレクトロニクス特論	岡沼信一	1		2			
		エネルギーシステム工学特論	島田邦雄	1		2			
		メカトロニクス特論	高橋隆行	1		2			
		ヒューマンマシンインタフェース特論	衣川 潤	1		2			
		特殊加工特論	開講・休講・担当者未定	1		2			
		地域実践研究	全教員	2		2			
地域実践研究	全教員	2		2					
物質・エネルギー科学分野	基礎領域	物理化学特論	大橋弘範	1		2			
		無機化学特論	猪俣慎二	1		2			
		有機化学特論	高安 徹	1		2			
		合成化学特論	大山 大	1		2			
		分析化学特論	高貝慶隆	1		2			
		材料物性特論	中村和正	1		2			
		生物工学特論	杉森大助	1		2			
		無機固体化学特論	生田博将	1		2			
		製造・エネルギープロセス特論	佐藤理夫	1		2			
		バイオマス資源工学特論	浅田隆志	1		2			
		再生可能エネルギー特論	休講	1		2			
		エネルギー政策特論	休講	1		2			
		発展領域	物理化学特論	大橋弘範	1		2		
	無機化学特論		猪俣慎二	1		2			
	有機化学特論		高安 徹	1		2			
	合成化学特論		大山 大	1		2			
	分析化学特論		高貝慶隆	1		2			
	材料物性特論		中村和正	1		2			
	生物工学特論		杉森大助	1		2			
	無機固体化学特論		生田博将	1		2			
	製造・エネルギープロセス特論		佐藤理夫	1		2			
	バイオマス資源工学特論		浅田隆志	1		2			
	風力エネルギー技術特論		休講	1		2			
	太陽光発電特論		休講	1		2			
	地中熱システム特論		休講	1		2			
	工業材料特論	開講・休講・担当者未定	1		2				
地域実践研究	全教員	2		2					
地域実践研究	全教員	2		2					

履修分野	領域	授業科目	担当者	履修年次	単位数		専修免許状		
					必修	選択	理(中・高)	技(中)工(高)	情報(高)
生命・環境分野	基礎領域	植物生態学特論	木村勝彦	1		2			
		植物多様性特論	黒沢高秀	1		2			
		動物形態学特論	塘 忠顕	1		2			
		環境微生物学特論	難波謙二	1		2			
		バイオ・エコエンジニアリング特論	兼子伸吾	1		2			
		地質学特論	長橋良隆	1		2			
		流域水管理特論	川越清樹	1		2			
		環境モデリング特論	吉田龍平	1		2			
		流域水循環特論	横尾善之	1		2			
		地下水盆管理計画特論	柴崎直明	1		2			
		サウンドスケープ特論	永幡幸司	1		2			
		環境計画特論	後藤 忍	1		2			
		地域計画特論	川崎興太	1		2			
		精神生理学特論	高原 円	1		2			
		神経生理学特論	小山純正	1		2			
	実験心理学特論	筒井雄二	1		2				
	発展領域	植物生態学特論	木村勝彦	1		2			
		植物多様性特論	黒沢高秀	1		2			
		動物形態学特論	塘 忠顕	1		2			
		環境微生物学特論	難波謙二	1		2			
		バイオ・エコエンジニアリング特論	兼子伸吾	1		2			
		地質学特論	長橋良隆	1		2			
		流域水管理特論	川越清樹	1		2			
		環境モデリング特論	吉田龍平	1		2			
		流域水循環特論	横尾善之	1		2			
		地下水盆管理計画特論	柴崎直明	1		2			
		サウンドスケープ特論	永幡幸司	1		2			
		環境計画特論	後藤 忍	1		2			
		地域計画特論	川崎興太	1		2			
		精神生理学特論	高原 円	1		2			
		神経生理学特論	小山純正	1		2			
		実験心理学特論	筒井雄二	1		2			
地域実践研究		全教員	2		2				
地域実践研究	全教員	2		2					
	理工学セミナー			1	2				
	理工学セミナー	全教員		1	2				
	理工学セミナー			2	2				
	修士論文研究			1	2				
	修士論文研究	全教員		1	2				
	修士論文研究			2	2				
	修士論文研究			2	2				

注 専修免許状欄に 印の付いた科目は、最上欄に記された種類の専修免許状を取得する際に使用できることを示しています。

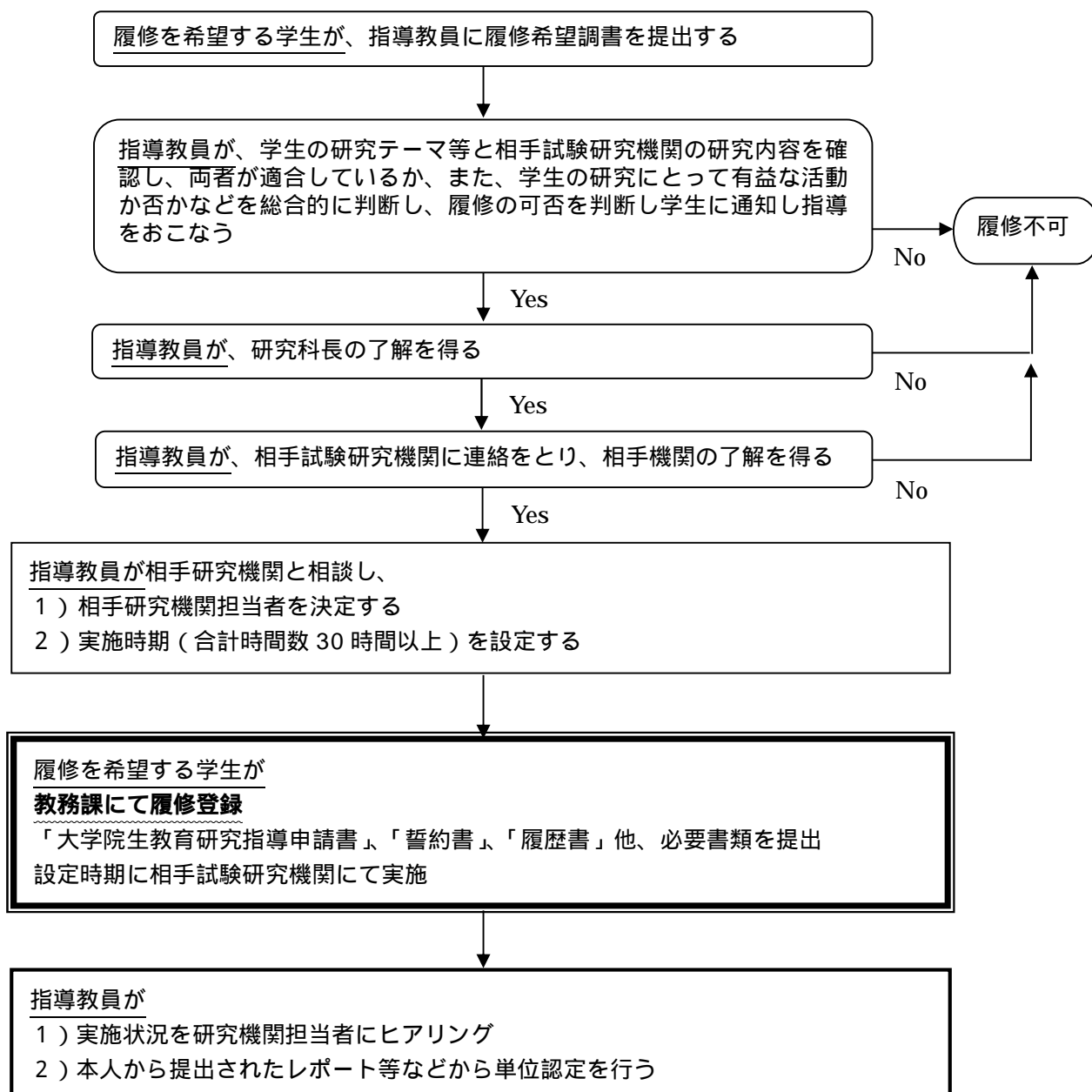
## 2. 地域実践研究について

### 1) 履修目的

地域実践研究( )は、福島県の試験研究機関等( )において、履修者の専門や研究と関連して、実践的かつ具体的に試験研究機関等で実施している研究活動を体験したり、自らの研究内容を検証したりするために設けられた科目です。従って、履修にあたっては、福島県の試験研究機関等での研究活動・内容を確認し、必ず指導教員を通して相手試験研究機関等と研究活動の内容・時期、試験研究機関担当者を確認してから履修することになります。

なお、担当責任者(単位認定者)は指導教員になります。

### 2) 地域実践研究履修手続き



福島県の試験研究機関以外(他都道府県、民間企業等)を希望する場合には、事前に研究科長に相談すること。

### 3. 理工学セミナーについて

理工学セミナー（ ， ， ）は、学生が主体的に研究を進めていくために必要な知識やスキルを身に付けるために、指導教員の指導・助言を受けながら学生一人一人がそれぞれ計画を立てて学修をおこなう必修の授業科目です。指導教員との相談により具体的な授業内容は決まっています。

受講セメスターの履修登録期間内に指導教員の許可を受けた上で、LiveCampus から指導教員が授業担当となっている「理工学セミナー」の履修登録が必要になります。



## その他

### 1. 大学間交流協定に基づく学生派遣について

本学では大学間交流協定に基づき海外の53大学と学術交流協定を締結しています。また、以下の35大学と学生交流協定を締結しており、交換留学をはじめとした学生の派遣・受入れによる交流を行っています。学生交流協定を締結している大学については、留学先大学への入学料、検定料、授業料の納入は免除されます。ただし、留学期間中、福島大学に授業料を納入する必要があります。その他、渡航費、生活費など、留学に関わる費用は自己負担となります。以下の海外協定大学への交換留学を希望する学生は、国際交流センターへお問合せ下さい。

#### 学生交流協定締結大学 17カ国・地域 35大学

国名・地域	協定先	URL
中国	華東師範大学	<a href="http://www.ecnu.edu.cn">http://www.ecnu.edu.cn</a>
	河北大学	<a href="http://www.hbu.edu.cn">http://www.hbu.edu.cn</a>
	重慶理工大学	<a href="http://www.cqut.edu.cn">http://www.cqut.edu.cn</a>
台湾	国立台北大学	<a href="https://www.ntpu.edu.tw">https://www.ntpu.edu.tw</a>
	文藻外語大学	<a href="http://www.wzu.edu.tw">http://www.wzu.edu.tw</a>
韓国	韓国外国語大学校	<a href="http://www.hufs.ac.kr">http://www.hufs.ac.kr</a> <a href="http://international.hufs.ac.kr">http://international.hufs.ac.kr</a> (留学生用)
	ソウル市立大学校	<a href="https://www.uos.ac.kr">https://www.uos.ac.kr</a>
	中央大学校	<a href="http://neweng.cau.ac.kr">http://neweng.cau.ac.kr</a>
	培材大学校	<a href="http://www.pcu.ac.kr">http://www.pcu.ac.kr</a>
フィリピン	アテネオ・デ・マニラ大学	<a href="http://www.ateneo.edu">http://www.ateneo.edu</a>
ベトナム	ベトナム国家大学ハノイ人文社会科学大学	<a href="https://www.vnu.edu.vn">https://www.vnu.edu.vn</a>
	トゥイロイ大学	<a href="http://en.tlu.edu.vn">http://en.tlu.edu.vn</a>
アメリカ合衆国	ニューヨーク州立大学アルバニー校	<a href="http://www.albany.edu">http://www.albany.edu</a>
	コロラド州立大学	<a href="http://www.colostate.edu">http://www.colostate.edu</a>
	オザークス大学	<a href="http://www.ozarks.edu">http://www.ozarks.edu</a>
	サンフランシスコ州立大学	<a href="http://www.sfsu.edu">http://www.sfsu.edu</a>
	セント・トーマス大学	<a href="https://www.stthom.edu">https://www.stthom.edu</a>
	ルイジアナ州立大学	<a href="https://lsu.edu">https://lsu.edu</a>
英国	グラスゴー大学	<a href="https://www.gla.ac.uk">https://www.gla.ac.uk</a>
	ノーサンブリア大学	<a href="https://www.northumbria.ac.uk">https://www.northumbria.ac.uk</a>
ドイツ	ルール大学ボーフム	<a href="http://www.ruhr-uni-bochum.de">http://www.ruhr-uni-bochum.de</a>
	ハノーファー大学	<a href="https://www.uni-hannover.de">https://www.uni-hannover.de</a>
	ルードヴィヒスハーフェン経済大学	<a href="http://www.hs-lu.de">http://www.hs-lu.de</a>
	ミュンスター応用科学大学	<a href="https://en.fh-muenster.de">https://en.fh-muenster.de</a>
オランダ	ハンザ UAS・フローニンゲン大学	<a href="https://www.hanze.nl">https://www.hanze.nl</a>
スペイン	サラゴサ大学	<a href="https://www.unizar.es">https://www.unizar.es</a>

セルビア	ベオグラード大学	http://www.bg.ac.rs
ルーマニア	ブカレスト大学	https://unibuc.ro
ハンガリー	カーロリ・ガーシュパール・カルビン派大学	http://www.kre.hu
スロベニア	リュブリャナ大学	http://www.uni-lj.si
ベラルーシ	ベラルーシ国立大学	http://www.bsu.by
ロシア	極東国立交通大学	http://en.dvgups.ru
トルコ	アンカラ大学	http://www.ankara.edu.tr
	中東工科大学	http://www.metu.edu.tr
	エーゲ大学	別途、国際交流センターまでお問い合わせください。

### (1) 派遣人数および対象学類等（全学類、研究科対象）

協定先	人数
河北大学	5名以内
その他の協定校	原則2名以内

派遣・受入れの状況により、年度毎の派遣人数は調整される場合があります。

### (2) 応募資格等

- ・海外派遣留学応募時点で本学の学生であること。
  - ・派遣先大学での単位修得または専門の研究をする目的が明確であること
  - ・語学条件が設定されている協定校について、国際交流センターが定める語学要件を満たしている者。
  - ・留学期間終了後、本学で卒業・修了できる者。
- なお、応募の時点で非正規生である者、成績不良により最低修業年限を経過している者は対象外とします。

### (3) 留学期間

留学期間は半年～1年間です。渡航月は協定校により異なり、8～10月となります。

### (4) 派遣までの日程

2022年度は下記のとおり募集します。募集は、国際交流センターの掲示板やホームページにて行います。なお、日程については、変更になる可能性もあります。

2022年11月上旬～2023年1月末	募集
2023年2月上旬～中旬	面接選考
2023年2月下旬	派遣内定
2023年3月～7月	交換留学に向けての準備期間 (ビザの取得、航空券の手配)
2023年6月下旬	派遣者説明会の開催 (危機管理、渡航前手続きや奨学金等の説明)
2023年8月～10月	派遣先大学へ出発

詳細は、国際交流センターの掲示板やホームページで確認してください。

派遣先大学から受入許可が下りて正式に派遣決定となります。選考により派遣内定を

得た場合であっても、受入許可が下りない場合は派遣が取り消されます。

派遣学生は、日本学生支援機構から給付型奨学金を受給できる可能性があります。給付金額は、地域によって異なりますが、1ヶ月あたり3～10万円となります。

#### 国際交流センター

S棟 1階 (平日:9:00-12:30 / 13:30-17:00)

TEL: 024-503-3066

E-mail: ryugaku@adb.fukukshima-u.ac.jp

## 2. 学内諸施設の利用について

- (1) 附属図書館、情報基盤センター、地域未来デザインセンターについては、学生便覧の該当する箇所を参照のうえ利用してください。
- (2) その他の学内施設は、学類学生と同様に利用できますので、学生便覧等を参照のうえ、当該施設の担当事務へ問い合わせて利用してください。

## 3. 各種手続き等に関する注意事項

### (1) 学生への連絡方法等

休講、補講、教室変更、授業に関する連絡事項、呼び出し等教務上の連絡は、LiveCampus 上にて行うほか共生システム理工学類研究実験棟3階の掲示板に掲示および口頭により連絡します。

大学では、学生が掲示を確認していることを前提としているので、掲示の見落としや誤読は学生自身の責任であり、毎日1回は必ずLiveCampus および掲示等確かめる習慣を身に付けてください。掲示の内容について不明な点があれば、直接担当窓口で確かめてください。

電話による問合せは、誤解や間違いを生じやすいので一切応じられません。

履修登録や博士論文等の提出については、関係規程を参照のうえ登録・提出期限を厳守してください。手続きの詳細については、指導教員を通して連絡するか掲示等にてお知らせします。

### (2) 諸証明書の発行について

学割証(旅客運賃割引証)、JR用通学定期券購入用証明書、在学証明書、成績証明書、修了見込証明書、身体検査証明書については、共通講義棟(M棟)1階に設置してある証明書自動発行機により交付します。その他の証明書は、教務課で申し込んでください。その際の発行は、申込みの翌日以降となるので余裕をもって申請してください。

自動発行機の利用時間帯: 月曜～土曜 8:30～20:30

### (3) 諸届について

休学、退学等の手続きを要する場合は、「学生便覧」掲載の諸規程を読み、また、担当窓口にご相談するなど十分確認したうえで、早めに手続きを行ってください。

## 関係規程等

### 福島大学大学院共生システム理工学研究科規程

平成20年3月31日

(趣旨)

第1条 福島大学大学院共生システム理工学研究科(以下「研究科」という。)学生の履修等に関する事項は、福島大学大学院学則(昭和51年5月25日制定。以下「学則」という。)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(目的)

第2条 研究科は、「共生」のシステム科学という新たな枠組みの中で、21世紀の課題解決に向けた広範で多様な研究・教育を行い、地域に貢献できる人材と実践的な力を有する高度専門職業人・研究者を育成することを目的とする。

2 研究科の各専攻の目的は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 共生システム理工学専攻 人・産業・環境が共生する社会を構築するために必要な課題に中長期的視点で総合的に取り組むことができ、獲得した知見を社会の課題解決に活用できる人材と実践的な力を有する専門職業人を育成する。

二 環境放射能学専攻 人工および天然放射性核種の、計測、モニタリング計画、制御、予測、評価などに中長期的視点で総合的に取り組むことができ、環境防護、予測評価、環境修復、廃炉、中間貯蔵、浄化などの分野に貢献するとともに、その知見を社会の課題解決に活用できる人材と実践的な力を有する専門職業人を育成する。

(入学者の選考)

第3条 学則第13条に規定する入学者の選考は、学力試験等の結果に基づき、研究科委員会の議を経て研究科長が行う。

(所属分野又は領域)

第4条 学生は、博士前期課程にあつては学則第5条第3項に規定する分野、博士後期課程にあつては学則第5条第4項に規定する領域のいずれかに所属しなければならない。

2 分野又は領域の所属は、入学後に決定する。

(研究指導教員)

第5条 学生には、研究指導教員を定める。

2 研究指導教員の決定は、研究科委員会が行う。

(授業の方法)

第6条 授業は、講義、演習、実験・実習のいずれかにより、又は、これらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(履修方法)

第7条 学生は、共生システム理工学専攻博士前期課程にあつては別表1に定める開設授業科目のうちから、別表2に定める履修基準により、共生システム理工学専攻博士後期課程にあつては別表3に定める開設授業科目のうちから、別表4に定める履修基準により、環境放射能学専攻博士前期課程にあつては別表5に定める開設科目のうちから、別表6に定める履修基準により、環境放射能学専攻博士後期課程にあつては別表7に定める開設科目のうちから、別表8に定める履修基準により、履修しなければならない。ただし、学則第25条第1項及び第2項のただし書きにより在学期間が短縮された者は、別表1、別表3、別表5及び別表7の履修年次によらず履修することができ、学則第25条の2第1項の規定により在学期間が短縮された者は、別表1及び別表5の履修年次によらず履修することができる。

2 研究指導教員が必要と認めるときは、学則第22条及び同第23条の規定により、他の研究科の授業科目及び他の大学院の授業科目を履修することができる。この場合において、修得した単位は、合わせて15単位を超えない範囲で前項に規定する履修基準に基づく単位数に含めることができる。

3 学生が、学則第23条の3の規定により修得した単位については、前項の規定により修得した単位とは別に、15単位を超えない範囲で研究科において修得したものとみなし、第1項に規定する履修基準に基づく単位数に含めることができる。ただし、前項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて20単位をこえないものとする。

4 博士前期課程にあつては、研究指導教員が必要と認めるときは、共生システム理工学類の授業科目を履修することができる。この場合において、修得した単位は、別表2及び別表6に定める履修基準に基づく単位数には含めない。

5 博士後期課程にあつては、研究指導教員が必要と認めるときは、博士前期課程の授業科目を履修することができる。この場合において、修得した単位は、別表4及び別表8に定める履修基準に基づく単位数には含めない。

(履修計画)

第8条 学生は、入学後、所定の期間内に研究指導教員の指導を受けて、あらかじめ研究課題を定めなければならない。

2 学生は、前項に規定するもののほか、研究指導教員の指導を受けて、履修する授業科目を定め、所定の様式により指定の期日までに届け出なければならない。

(教育方法の特例)

第9条 研究科における授業及び研究指導は、研究科委員会が特に必要と認める場合に限り、夜間その他特定の時間又は時期に行うことができる。

(試験)

第10条 授業科目の試験は、学期末又は学年末に行う。ただし、授業科目によっては研究報告等により試験に代えることができる。

2 病気その他やむを得ない理由により、前項に規定する試験を受けることができなかった学生については、追試験を行うことができる。

(成績)

第11条 試験又は研究報告等の成績は、S、A、B、C及びFの5段階に評価し、S、A、B及びCを合格、Fを不合格とする。

(学位論文等)

第12条 修士論文又は特定の課題についての研究の成果(以下「修士論文等」という。)は、研究指導教員の指導を受けて、指定の期間内に提出しなければならない。

2 博士論文は、研究指導教員の指導を受けて、指定の期間内に提出しなければならない。

(最終試験)

第13条 最終試験は、博士前期課程又は博士後期課程の修了に必要な単位の授業科目を履修中で、かつ、博士前期課程にあつては修士論文等を提出した者、博士後期課程にあつては博士論文を提出した者について、口述又は筆記により行う。

2 最終試験の評価は、合格又は不合格とする。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、学生の履修等に関し必要な事項は、研究科委員会において定める。

第15条 この規程を改正しようとするときは、研究科委員会の議を経なければならない。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程による改正後の福島大学大学院共生システム理工学研究科規程第 4 条、第 7 条、第 11 条、第 13 条、別表 1 及び別表 2 の規定は、平成 22 年度入学生から適用し、平成 22 年 3 月 31 日から引き続き在学する者にあつては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程による改正後の福島大学大学院共生システム理工学研究科規程別表 1 の規定は、平成 23 年度入学生から適用し、平成 23 年 3 月 31 日から引き続き在学する者にあつては、なお、従前の例による。

附 則

この規程は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 17 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 26 年 3 月 12 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 26 年 3 月 12 日から施行し、平成 25 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程による改正後の福島大学大学院共生システム理工学研究科規程別表 1 の規定は、平成 27 年度入学生から適用し、平成 27 年 3 月 31 日から引き続き在学する者にあつては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程による改正後の福島大学大学院共生システム理工学研究科規程別表 1 の規定は、平成 28 年度入学生から適用し、平成 28 年 3 月 31 日から引き続き在学する者にあつては、なお、従前の例による。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程による改正後の福島大学大学院共生システム理工学研究科規程別表 1 の規定は、平成 30 年度入学者から適用し、平成 30 年 3 月 31 日から引き続き在学する者にあつては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程による改正後の福島大学共生システム理工学規程の規定は平成 31 年度入学生から適用し平成 31 年 3 月 31 日から引き続き在学する者にあつては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程による改正後の福島大学大学院共生システム理工学研究科規程別表 1 の規定は、令和 2 年度入学者から適用し、令和 2 年 3 月 31 日から引き続き在学する者にあつては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程による改正後の福島大学大学院共生システム理工学研究科規程第 4 条、第 7 条第 1 項、同条第 4 項、第 13 条、別表 1、別表 5 及び別表 6 の規定は、令和 3 年度入学生から適用し、令和 3 年 3 月 31 日から引き続き在学する者にあつては、なお、従前の例による。

附 則

この規程は、令和 3 年 5 月 12 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程による改正後の福島大学大学院共生システム理工学研究科規程別表 1 の規定は、令和 4 年度入学生から適用し、令和 4 年 3 月 31 日から引き続き在学する者にあつては、なお従前の例による。



## 研究計画書及び研究指導計画書に関する申し合わせ

制定 令和3年9月17日

この申し合わせは、福島大学大学院学則第18条の2第1項の規定に基づき、共生システム理工学研究科における研究計画書及び研究指導計画書（以下「計画書」という。）の取扱いについて、必要な事項を定める。

1. 計画書の様式は、別に定める。
2. 計画書は、原則として各年度の4月末までに指導する学生ごとに作成し、提出する。  
ただし、10月期入学の学生の計画書は、10月末までとする。
3. 計画書の作成手続きは、以下のとおりとする。  
学生は、自らの研究計画を計画書に記入する。  
指導教員は、学生と十分な打合せ等を行い、1年間の研究指導計画を作成し、計画書に記入する。  
指導教員は、研究指導計画を記入した計画書を学生に明示し、学生が確認した後に教務課に提出する。
4. 指導教員は、必要に応じて研究指導計画の見直しを行う。

### 附 則

この申し合わせは、令和3年10月1日から施行する。

## 福島大学大学院における他の研究科の授業科目の履修に関する申合せ

### (趣 旨)

1 福島大学大学院における他の研究科の授業科目の履修については、福島大学大学院学則第22条並びに福島大学大学院人間発達文化研究科規程第10条第2項、福島大学大学院地域政策科学研究科規程第5条第2項、福島大学大学院経済学研究科規程第7条第2項及び第8条並びに福島大学大学院共生システム理工学研究科規程第7条第2項に定めるもののほか、この申合せの定めるところによる。

(他研究科の授業科目の履修及び許可)

2 研究指導教員の指導に基づき、他の研究科の授業科目を履修しようとする学生は、あらかじめ授業科目担当教員の内諾を得て、自己の所属する研究科長に申請するものとする。

(2) 前項の申請を受けた研究科長は、当該他の研究科長と協議の上、履修を許可することがある。

(履修することができる他研究科の授業科目)

3 学生が履修することができる他の研究科の授業科目は、当該年度に開講される授業科目とする。ただし、次の授業科目を除くものとする。

人間発達文化研究科にあつては課題研究、専門演出及び実践研究関連科目、教職実践専攻(教職大学院)の授業科目

地域政策科学研究科にあつては演習、副演習、地域特別研究、地域政策科学入門、事前指導、特定課題研究

経済学研究科にあつては演習科目

共生システム理工学研究科にあつては、共生システム理工学専攻の修士論文研究、理工学セミナー、地域実践研究及び博士後期課程の授業科目、環境放射能学専攻の修士論文研究、演習科目、実験・実習科目及び博士後期課程の授業科目

### (履 修 基 準)

4 他の研究科で履修した単位は、各研究科で別に定めるところにより、修了に必要な単位に含めることができる。

附 則

この申合せは、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この申合せは、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1. この申合せは、平成21年4月1日から施行する。

2. 平成21年3月31日から引き続き在学する者に係る1及び3の規定は、この申合せによる改正後の福島大学大学院における他の研究科の授業科目の履修に関する申合せにかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

この申合わせは、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この申合せは、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この申合せは、令和3年4月1日から施行する。

## 他の研究科で修得した単位の履修基準上の取扱い

- 1 「福島大学大学院における他の研究科の授業科目の履修に関する申合せ」により履修し修得した単位は、共生システム理工学専攻博士前期課程においては、共生システム理工学研究科規程別表2に定める履修基準中の自由選択の区分の単位数に含めるものとし、環境放射能学専攻博士前期課程においては、別表6に定める履修基準には含まれない修了要件外単位とするものとする。

### 附則

この取扱いは、平成20年4月1日から施行する。

### 附則

この取扱いは、平成31年4月1日から施行する。

### 附則

- 1 この取扱いは、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この取扱いによる改正後の規定は、令和3年度入学生から適用し、令和3年3月31日から引き続き在学する者にあつては、なお従前の例による。

## 共生システム理工学研究科における他専攻授業科目履修に関する取扱要項

第1条 この要項は、福島大学大学院共生システム理工学研究科共生システム理工学専攻博士前期課程と環境放射能学専攻博士前期課程の間において、他専攻の授業科目を履修する場合の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 研究指導教員の指導に基づき、他専攻の授業科目を履修しようとする学生は、あらかじめ授業担当教員の承認を得たうえで、所定の期間内に教務担当事務に届け出るものとする。ただし、環境放射能学専攻博士前期課程に所属する学生が共生システム理工学研究科規程別表5で規定されている共生システム理工学専攻博士前期課程で開講される授業科目を履修する場合は、除くものとする。

第3条 学生が履修することができる他専攻の授業科目は、下記の授業科目を除く当該年度に開講されている授業科目とする。

共生システム理工学専攻の修士論文研究、理工学セミナー、地域実践研究及び博士後期課程の授業科目

環境放射能学専攻の修士論文研究、演習科目、実験・実習科目及び博士後期課程の授業科目

第4条 他専攻で修得した単位の取扱いは下記のとおりとする。

共生システム理工学専攻博士前期課程に所属する学生にあっては、共生システム理工学研究科規程別表2に定める履修基準中の自由選択の区分の単位数に含める。

環境放射能学専攻博士前期課程に所属する学生にあっては、共生システム理工学研究科規程別表5で規定されている共生システム理工学専攻博士前期課程で開講されている授業科目を除き、別表6に定める履修基準には含まれない修了要件外単位とするものとする。

### 附則

この要項は平成31年4月1日から施行し、平成31年度入学生から適用する。

### 附則

- 1 この要項は令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要項による改正後の第1条、第2条及び第4条の規定は、令和3年度入学生から適用し、令和3年3月31日から引き続き在学する者にあっては、なお従前の例による。

## 修士論文に関する取扱要項

第1条 この要項は、福島大学大学院共生システム理工学研究科規程(以下「研究科規程」という。)第12条第1項に基づき、修士論文の作成に関する必要な事項を定めるものとする。

第2条 修士論文の作成にあたっては、原則として2年間同一の研究指導教員による指導を受けるものとする。ただし、研究科委員会が学生の研究の継続性、発展性等の観点から、研究指導教員を変更する必要があると認めた場合は、この限りではない。

2 研究指導教員を変更する必要がある場合は、研究科規程第5条第2項により、すみやかに研究科長に届け出なければならない。

3 前項の場合において、次条による「修士論文題目届」を提出した日以後の研究指導教員の変更は、原則として認めない。

第3条 学生は、研究指導教員の指導を得て修士論文題目を定め、修了年度の11月30日(土曜日にあたるときは翌々日、日曜日にあたるときは翌日)までに「修士論文題目届」を教務課に提出しなければならない。ただし、秋季入学者及び標準修業年限を超えた者で9月修了を希望する者(以下「9月修了希望者」という。)は、5月15日(土曜日にあたるときは翌々日、日曜日にあたるときは翌日)までとする。

第4条 学生は、修了年度の1月20日(土曜日にあたるときは翌々日、日曜日にあたるときは翌日)までに修士論文1部に修士論文内容要旨(所定用紙)1部を添え、教務課に提出しなければならない。ただし、9月修了希望者は7月1日(土曜日にあたるときは翌々日、日曜日にあたるときは翌日)までとする。

第5条 福島大学学位規則(昭和51年5月25日制定。)第8条による修士論文審査委員は主査1名、副査2名とする。

2 前項に定める主査は研究指導教員が、副査は本研究科の教員があたるものとする。

3 本研究科委員会が特に必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず他の研究科又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員に加えることができる。

第6条 学位規則第9条による最終試験は、修士論文の審査を終わった後に、その修士論文を中心として口述又は筆記により行う。

2 最終試験は学生が所属する分野に分けて実施する。

3 修士論文の審査及び最終試験は、2月20日(土曜日にあたるときは翌々日、日曜日にあたるときは翌日)までに終了するものとする。ただし、9月修了希望者については、8月20日(土曜日にあたるときは翌々日、日曜日にあたるときは翌日)までに終了するものとする。

第7条 学生は、保存する修士論文及び修士論文内容要旨(所定用紙)を1部にまとめ、3月20日(土曜日にあたるときは翌々日、日曜日にあたるときは翌日)までに教務課に提出しなければならない。ただし、9月修了希望者は9月20日(土曜日にあたるときは翌々日、日曜日にあたるときは翌日)までとする。

第8条 修士論文作成の細目については、学生の所属する分野の定めるところによる。

### 附 則

1 この要項は、平成22年7月14日から施行する。

2 学位論文の取扱要項(平成20年4月1日制定)は、廃止する。

### 附 則

この要項は、平成23年10月19日から施行する。

### 附 則

この要項は、令和3年10月1日から施行する。

### 附 則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。

## 修士論文審査基準

### ( 1 ) 研究テーマ

研究内容が学術的・社会的意義を持ち、研究テーマに明確に示されていること。

### ( 2 ) 関連研究の調査

当該研究に係る関連研究について十分な調査が行われ、それらの到達点や課題に基づいて当該研究の位置づけが明確になっていること。また、文献等は、論文中で適切に引用されていること。

### ( 3 ) 研究方法

研究テーマに相応しい適切な研究方法が選択されるとともに、資料・データ等の取扱いや分析結果の解釈が妥当であること。

### ( 4 ) 論文構成

論理的な考察の下で、一貫した論述が展開され、適切な結論が導かれていること。

### ( 5 ) オリジナリティ

研究内容に新規性ないしは有用性があり、当該研究分野の発展に寄与しうるものであること。

### ( 6 ) 倫理基準の遵守

研究の実施にあたって、国内外の倫理基準が遵守されていること。

## 研究指導教員の変更に関する申し合わせ

令和3年2月10日 共生システム理工学研究科委員会

1. 研究の継続性、発展性等の観点から必要と認められる場合には、研究科委員会の議を経て、研究指導教員を変更することができる。
2. 研究科長は、研究指導教員が内地研修、海外研修、退職、転職その他の理由により、継続して修士論文研究、共生システム科学特別研究又は環境放射能特別研究を担当することができないときは、学生の申請に基づき、研究科委員会の議を経て、研究指導教員を変更することができる。
  - (2) 研究科長は、教員において、学生の在籍中に内地研修、海外研修等の事由が消滅した場合は、学生の申請に基づき、研究科委員会の議を経て、研究指導教員を変更することができる。
3. 研究指導教員を変更する必要がある場合は、新旧両研究指導教員の了承を得て、研究科長に申請しなければならない。研究科長は、申請に基づき、研究科委員会の議を経て、研究指導教員を変更することができる。
  - (2) 申請の時期は、年度当初とする。ただし、研究科委員会で必要と認めた場合には、この限りではない。
  - (3) 前項の場合において、修了年度に「修士論文題目届」又は「予備審査申請書」を提出した日以後の研究指導教員の変更は、原則として認めない。
4. 1及び2の理由以外に、研究を継続しがたい事情がある場合、研究科長は、研究科委員会の議を経て、研究指導教員を変更することができる。
5. 研究指導教員の変更に伴い、所属分野又は所属領域の変更が必要と認められたときは、研究科委員会の議を経て、所属分野又は所属領域を変更することができる。



# 福島大学大学院長期履修学生に関する取扱規則

制 定 平成15年2月18日

改正 平成16年4月1日 平成17年4月1日 平成20年3月18日 平成22年3月16日  
平成24年6月19日 平成24年9月4日 令和4年3月8日

(趣旨)

**第1条** この規則は、福島大学大学院学則第23条の4第2項の規定に基づき、長期履修学生に関し必要な事項を定める。

(資格)

**第2条** 本学に、長期履修学生として申請することができる者は、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する者とする。ただし、最終年次に在籍する者は、申請できない。

(申請手続)

**第3条** 長期履修学生を希望する者は、長期履修開始前の所定の期日までに、次の各号に掲げる書類を添え、当該研究科長に願い出なければならない。

- 一 長期履修申請書(別紙様式1)
- 二 在職等証明書(別紙様式2-1、2-2)

(許可)

**第4条** 長期履修学生の可否については、当該研究科の審査委員会で審査し、研究科委員会の議により決定し、研究科長が許可する。

(長期履修期間)

**第5条** 長期履修学生として、標準修業年限を超えて一定期間にわたり計画的に教育課程を履修することを認められる期間(以下「長期履修期間」という。)は1年単位とし、次の各号に掲げるとおりとする。なお、長期履修期間の開始は、学年の初めとする。

- 一 入学時から希望する者 修士課程及び博士前期課程にあつては4年以内、博士後期課程にあつては6年以内
- 二 在学途中から希望する者 標準修業年限のうち未修業年限の2倍に相当する年数以内

(在学年限の特例)

**第6条** 前条第1号に規定する者のうち、当該研究科委員会において特別の事情があると認められた場合に限り、4年の長期履修期間を認められた者は在学年限を5年、6年の長期履修期間を認められた者は在学年限を7年とすることができる。

(延長及び短縮)

**第7条** 許可された長期履修期間の延長又は短縮は1回を限度とし、希望する者は、新たに修了を希望する年度の前年度の2月末日(秋季入学者は8月末日)までに、長期履修期間変更願(別紙様式3)を添え、当該研究科長に願い出なければならない。ただし、長期履修期間最終年次に在籍する者の願い出は認めないものとする。

2 前項にかかる審査は、当該研究科の審査委員会で審査し、研究科委員会の議により決定し、研究科長が許可する。

(資格の喪失)

**第8条** 長期履修学生としての資格を喪失した場合は、すみやかにその旨を当該研究科長に申し出なければならない。

(改正)

**第9条** この規則を改正しようとするときは、教育企画委員会で審議しなければならない。

(雑則)

**第10条** この規則に定めるもののほか、長期履修学生に関し必要な事項は、当該研究科委員会において定める。

附 則

この規則は、平成15年2月18日から施行し、平成14年度入学者から適用する。

(中略)

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

# 福島大学大学院共生システム理工学研究科 長期履修学生に関する運営細則

制定 平成 20 年 4 月 1 日

改正 平成 22 年 4 月 1 日 令和 3 年 2 月 10 日

(趣旨)

第 1 条 この細則は、福島大学大学院長期履修学生に関する取扱規則(以下「取扱規則」という。)第 10 条の規定に基づき、大学院共生システム理工学研究科長期履修学生(以下「長期履修学生」という。)に関する必要な事項を定める。

(履修登録)

第 2 条 博士前期課程にあっては、長期履修学生の年度ごとの履修登録総単位数の上限は、講義、演習、実験・実習若しくは実技を含め 16 単位とする。ただし、履修期間が入学時より 3 年間と認められた学生は、講義、演習、実験・実習若しくは実技を含め 20 単位を上限とする。

2 前項の履修登録総単位数には学類の授業科目は含めない。

3 第 1 項の規定にかかわらず、取扱規則第 6 条第 1 項により在学年限(休学期間を除き)が 5 年と認められた学生に係る 5 年目の履修登録総単位数の上限は、研究科委員会において定める。

(履修期間の延長及び短縮)

第 3 条 取扱規則第 7 条に規定する履修期間の延長及び短縮については、真に正当と認められる理由がある場合に限る。

2 博士前期課程にあっては、履修期間の延長又は短縮が認められた後の年度ごとの履修登録総単位数の上限については、研究科委員会が定める。

(審査委員会)

第 4 条 取扱規則第 4 条及び第 7 条第 2 項に規定する審査委員会の構成は次のとおりとする。

- 一 研究科運営会議委員 2 名
- 二 教務委員 2 名
- 三 研究科長が必要と認めた者

(補則)

第 5 条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は研究科委員会において定めるものとする。

附 則

この細則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する

附 則

この細則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する

附 則

1 この細則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

2 この細則による改正後の第 2 条第 1 項及び第 3 条第 2 項の規定は、令和 3 年度入学生から適用し、令和 3 年 3 月 31 日から引き続き在学する者については、なお従前の例による。

## 共生システム理工学研究科における学類授業科目履修に関する取扱要項

第1条 この要項は、福島大学大学院共生システム理工学研究科規程（以下「研究科規程」という。）第7条第4項に基づき、学類授業科目の履修に関する必要な事項を定めるものとする。

第2条 研究指導教員が必要と認めるときとは、学生が研究を進めるうえで有益な場合、または、外部資格試験等の取得に必要な場合で研究上支障がない場合とする。

第3条 履修できる共生システム理工学類の授業科目とは、専門教育の科目及び共生システム理工学類開設の教育職員免許状取得のための科目とする。ただし、他学類開設の科目、演習、演習、卒業研究、卒業研究及び共生システム理工学類開設の教育職員免許状取得のための科目のうち教育実習、事前事後指導及び教職実践演習は履修を認めない。

第4条 履修単位は、年間8単位を超えないものとする。修得した単位は学類の単位であり、研究科の履修基準に基づく単位数には含めない。

ただし、長期履修学生の履修単位は、年間4単位（入学時から3年間の履修期間の場合は6単位）を超えないものとする。

第5条 学生は、事前に研究指導教員及び履修を希望する学類授業科目を担当する教員の承認を得たうえで、所定の期間内に教務担当事務に届け出るものとする。

### 附則

この要項は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度入学生から適用する。

### 附則

1. この要項は、平成31年4月1日から施行する。
2. この取扱要項による改正後の共生システム理工学研究科における学類授業科目履修に関する取扱要項の規定は平成31年度入学生から適用するものとし、平成31年3月31日から引き続き在学する者にとっては、なお、従前の例による。

## 優れた研究業績を上げた者の在学期間短縮と早期修了に関する取扱要項

制定：平成 29 年 1 月 11 日  
共生システム理工学研究科委員会

改正：平成 30 年 12 月 12 日 令和 3 年 2 月 10 日

### （趣旨）

第 1 条 この取扱要項は、福島大学大学院学則第 25 条による優れた研究業績を上げた者の在学期間を短縮し（以下「在学期間短縮」という）、標準修業年限を下回る在学期間の課程修了（以下「早期修了」という）に関し必要な事項を定める。

### （在学期間短縮）

第 2 条 在学期間短縮とは、博士前期課程にあつては 6 ヶ月あるいは 1 年を、博士後期課程にあつては 6 ヶ月、1 年、1 年 6 ヶ月、2 年を標準修業年限から短縮することをいう。

### （申請手続）

第 3 条 在学期間を短縮し、早期修了を希望する者は、所定の期日までに、次の各号に掲げる書類を添え、共生システム理工学研究科長（以下「研究科長」という）に願い出なければならない。

- 一 在学期間短縮希望届（別紙様式 1）
- 二 在学期間短縮審査に関する申請書（別紙様式 2-1, 2-2, 2-3, 2 4, 2 5）

なお、在学期間短縮希望届は修了を予定しているセメスターの一つ前のセメスターの履修登録期間に、在学期間短縮審査に関する申請書は 3 月修了を希望する者は当該年度の 7 月 20 日<sup>（注1）</sup>（9 月修了を希望する者は前年度の 1 月 20 日<sup>（注1）</sup>）までに申請する。

### （審査委員会の設置と認定審査の付託）

第 4 条 研究科長は、在学期間短縮審査に関する申請を受理したときには、優れた研究業績を上げた者の在学期間短縮を審査する委員会（以下「在学期間短縮審査委員会」という）を設置する。

2 研究科長は、在学期間短縮審査委員会に認定審査を付託する。

### （在学期間短縮審査委員会の組織）

第 5 条 在学期間短縮審査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- 一 申請学生の指導教員 1 名
  - 二 教務委員長
  - 三 一及び二の者の他、学生が所属する分野あるいは領域の教員 2 名
- 2 在学期間短縮審査委員会に委員長をおく。研究科長は、学生が所属する分野あるいは領域の教員 2 名のうちから委員長を指名する。
- 3 委員長が必要と認める場合は、第 1 項以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

( 審査及び結果の報告 )

第 6 条 在学期間短縮審査委員会は、申請書類に基づき審議し、認定可否の審査結果を出す。

2 委員長は、在学期間短縮審査委員会における認定可否の審査結果を、3 月修了を希望する場合は当該年度の 9 月第 1 週 ( 9 月修了を希望する場合は前年度の 3 月第 1 週 ) までの共生システム理工学研究科運営会議に報告する。

( 審査結果の決定 )

第 7 条 研究科長は、3 月修了を希望する場合は当該年度の 9 月第 2 週 ( 9 月修了を希望する場合は前年度の 3 月第 2 週 ) までの共生システム理工学研究科委員会において、認定可否の審査結果を提案し、審議・決定する。

( 学位論文の提出及び審査 )

第 8 条 在学期間短縮が認められた者の修士論文又は博士論文の審査日程及び審査基準は標準修業年限により修了する者と同じとする。

( 単位の認定 )

第 9 条 在学期間短縮が認められた共生システム理工学専攻博士前期課程の者は、修士論文研究、共生システム理工学専攻博士後期課程の者は、共生システム科学特別研究、環境放射能学専攻博士前期課程の者は、修士論文研究、環境放射能学専攻博士後期課程の者は、環境放射能特別研究の単位認定は、修士論文又は博士論文の審査に合格した者に限り行うものとする。

( その他 )

第 10 条 この取扱要項を改正しようとするとき、あるいは実施に関して疑義等が生じた場合は、教務委員会において協議し、共生システム理工学研究科委員会の議を経なければならない。

( 注 1 ) 土曜日に当たるときは翌々日、日曜日に当たるときは翌日

附則

この取扱要項は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1 . この取扱要項は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。  
2 . この取扱要項による改正後の優れた研究業績を上げた者の在学期間短縮と早期修了に関する取扱要項の規定は、平成 31 年度入学生から適用し、平成 31 年 3 月 31 日から引き続き在学する者にあつては、なお、従前の例による。

附則

1 . この取扱要項は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。  
2 . この取扱要項による改正後の第 2 条及び第 9 条の規定は、令和 3 年度入学生から適用し、令和 3 年 3 月 31 日から引き続き在学する者にあつては、なお、従前の例による。

## ディプロマ・ポリシー，カリキュラム・ポリシー

### 【共生システム理工学専攻 博士前期課程 ディプロマ・ポリシー】

本専攻は，共生のシステム科学という新たな学問体系の確立を目指し，21世紀の課題解決に向けて広範で多様な教育・研究を行い，地域に貢献できる実践的な力を有する専門職業人を育成する。博士前期課程では，学士課程で築いた基礎の上に，以下の姿勢・知識・技能・能力の修得を求める。

- 1．共生のシステム科学という新たな枠組みの中で，個々の専門分野を超えた多角的な視点から事象をとらえようとする姿勢と，課題解決において異分野の専門家と対話できる能力。
- 2．異分野の専門家と協力して課題解決を行う際の基本となる，自己の専門分野の知識・技能。
- 3．専門的な知識・技能を具体的な課題解決に主体的・実践的に活かす能力。
- 4．専門的な知識・技能や研究成果を他者に的確に伝える能力。

また，学位授与にあたって専門分野毎に要求する具体的な知識や能力は以下の通りである。

#### [ 数理・情報システム分野 ]

数学，情報科学，またはそれらを基礎とする人間-社会システム分野の研究を通して得られる，専門的な知識・技能および実践的な知識運用・課題解決能力。

#### [ 物理・メカトロニクス分野 ]

物理学，機械・電気工学，またはそれらを基礎とする生体-機械システム分野の研究を通して得られる，専門的な知識・技能および実践的な知識運用・課題解決能力。

#### [ 物質・エネルギー科学分野 ]

化学，材料科学，またはそれらを基礎とする産業-社会基盤システム分野の研究を通して得られる，専門的な知識・技能および実践的な知識運用・課題解決能力。

#### [ 生命・環境分野 ]

生物学，心理学，地球科学，またはそれらを基礎とする生命-環境システム分野の研究を通して得られる，専門的な知識・技能および実践的な知識運用・課題解決能力。

## 【共生システム理工学専攻 博士前期課程 カリキュラム・ポリシー】

（教育課程の編成）

共生システム理工学専攻の博士前期課程では、本専攻に2年以上在学し、所定の単位を修得した上で、研究科が行う修士論文の審査に合格したものに、修士（理工学）の学位を授与する。また本専攻のカリキュラムは、ディプロマ・ポリシーに掲げた姿勢・知識・技能・能力を育むために以下のように構成されている。

本専攻は、従来の科学技術の枠組みにとらわれず、地球規模の視野と多角的な視点を持ち、共生のシステム科学という新たな枠組みの中で物事を考え、対応できる力を有する人材を育成するため、広範で多様な専門教育を提供できるよう多様な研究分野を包含するとともに、個々の専門的学習目標を明確化するため、数理・情報科学、物理・機械システム、物質・エネルギー科学、生命・環境システムの4分野を設けている。

各分野では、専門科目群を「基礎領域 - 関連領域 - 発展領域」の3段階に区分し教育課程を明確化した上で、大学院課程での専門職業人育成の核となる多様な基礎・発展領域科目群を用意しており、直接の専門外の大学院生からは多角的な視点を涵養するための関連領域科目群として履修可能にしている。

さらに、地域社会のニーズと大学院教育のマッチングを促進する一環として、地域に貢献できる実践的な力を有する専門職業人を育成するために、地域の課題と積極的にかかわることを目的とした「地域実践研究」の授業を、福島県の研究機関の協力を得て実施している。基礎領域、関連領域、発展領域、地域実践研究、及び修士論文研究の具体的な内容は以下の通りである。基礎領域・関連領域・発展領域の科目では、表現力や対話力の育成を目的とした討論型授業時間の設定も重視している。

[ 基礎領域 ]

専門分野における基礎的な領域に関する科目。

[ 関連領域 ]

他専攻・他研究科を含む専門分野以外の領域に関する科目。担当教員から異分野における標準的な研究手法や開発手法、討論方法などを学ぶことをねらいとする。

[ 発展領域 ]

専門分野における発展的な領域に関する科目。

#### [ 地域実践研究 ]

福島県の試験研究機関等において、履修者の専門や研究と関連して、実践的かつ具体的に試験研究機関等で実施している研究活動を体験するとともに、自らの研究内容を実践し、その有効性を検証する。

#### [ 修士論文研究 ]

専門分野において主体的に研究を行い、その成果を修士論文として取りまとめるのに必要な研究遂行能力を醸成する演習科目。研究テーマ設定の意義を理解し、関連研究の調査を踏まえて研究方法を適切に選択でき、結果の解釈の妥当性について自ら考え、それに基づいて論理的な考察を展開する力を養う。

#### ( 教育・学習方法 )

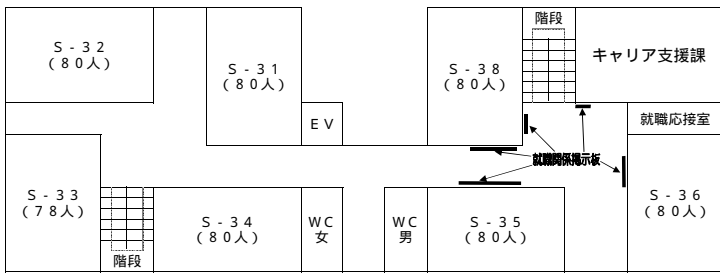
学生が、ディプロマ・ポリシーに掲げた諸能力を獲得できるよう、講義、演習、実験・実習を体系的に実施する。対話や討論、研究成果の発表を通じたプレゼンテーション能力を涵養する機会等を実施することによって、本専攻が掲げる教育目標の達成を図る。

#### ( 学習成果の評価 )

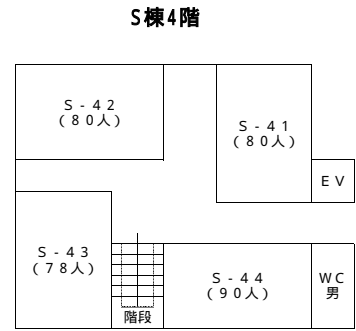
成績は、S、A、B、C、及びFの5段階をもって表し、S、A、B、及びCを合格、Fを不合格とする。各授業科目では、シラバスにレポートや最終試験、実技・実演、作品等といった当該科目の「成績評価の方法」を明記し、可能な限り複数の評価手段によって成績を判定する。

修士論文の審査においては、修士論文審査基準に基づき厳格な審査を行う。

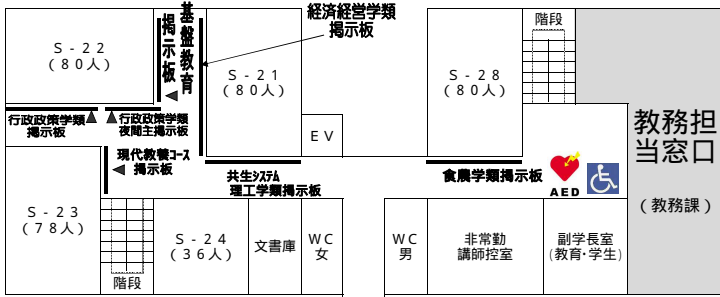




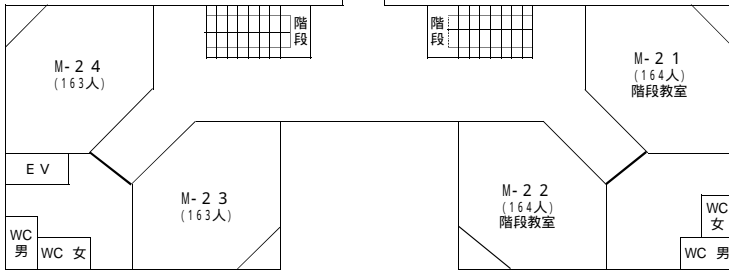
S棟3階



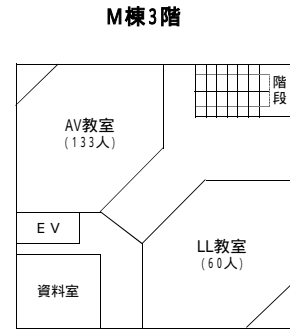
S棟4階



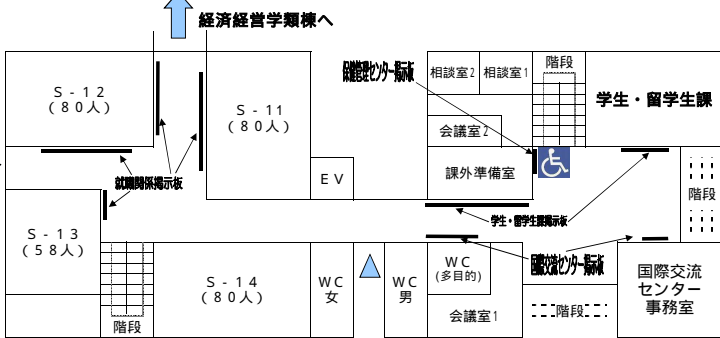
S棟2階



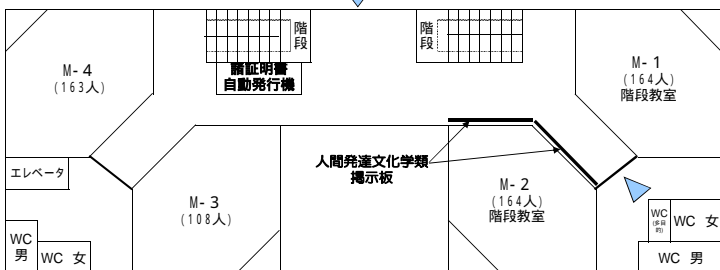
M棟2階



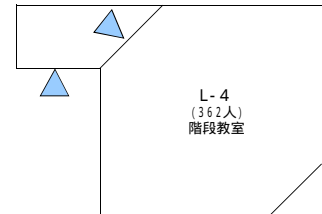
M棟3階



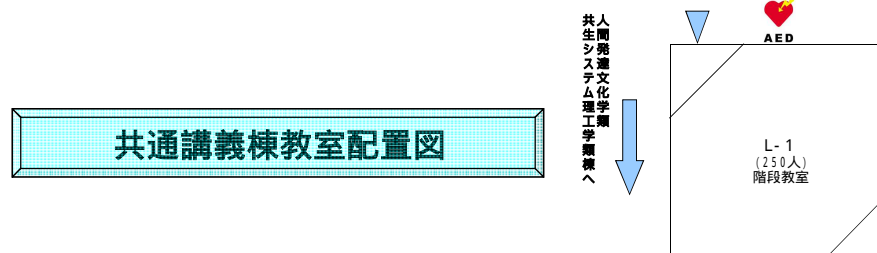
S棟1階



M棟1階



L棟1階



L棟2階

共通講義棟教室配置図

# 共生システム理工学類棟

9階

天文台  
理 901

8階

気象観測室 801
EV機械室 802

階段
----

学類共通実験室 701	村上正義 研究室 702	学類 実験室(1) 703	学類 実験室(2) 704	鈴木昭夫 研究室 705	W C W C エレベーター	プロジェクト 室 706	プロジェクト 室 707	都市計画 演習室 708	川崎興太 研究室 709	杉森大助 研究室 710	寛 宗徳 研究室 711	生産・サービ スシステム 研究室1 712
----------------	--------------------	---------------------	---------------------	--------------------	----------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------------------

7階

安部郁子 研究室 713	理科教育学 実験室 714	理科教育学 演習室 715	理中宏典 研究室 716	平中宏典 研究室 717	プロジェクト室 718	生産・サービ スシステム 研究室2 719	植物生態学 演習室 720	水澤玲子 研究室 721	植物生態学 実験室 722	都市計画研究室 723	724	生物工学研究室 725
--------------------	---------------------	---------------------	--------------------	--------------------	----------------	--------------------------------	---------------------	--------------------	---------------------	----------------	-----	----------------

6階

心理学第2 実験室 601	実験心理学 研究室 602	地質学 第1研究室 603	生物圏 環境解析 第1研究室 604	塘 忠顕 研究室 605	生物圏 環境解析 第3研究室 606	W C W C エレベーター	兼子伸吾 研究室 607	環境経済シ ステム研究 室2 608	内海哲史 研究室 609	高原 円 研究室 610	西嶋大輔 研究室 611	環境経済シ ステム研究 室1 612	精神生理学 実験室 613
筒井雄二研究室 614	長橋良隆研究室 615	電子顕微鏡 蛍光X線 分析室 616	地質学 第2研究室 617	透過型電子 顕微鏡室 618-3-618-4	生物圏 環境解析 第2研究室 618-1-618-2	保全生態学実験室 619	ネットワーク工学 実験室 620	精神生理学 研究室 621	理622演習室 622				

5階

数理科学第2研究室 501	中川和重 研究室 502	藤本勝成 研究室 503	笠井博則 研究室 504	中山 明 研究室 505	W C W C エレベーター	石川友保 研究室 506	物流システ ム研究 室 507	物流システ ム演習 室 508	三浦一之 研究室 509	篠田伸夫 研究室 510	神長裕明 研究室 511	中村勝一 研究室 512
数理科学研究室 513						アルゴリズム研 究室 応用情報科学 研究室 514	アルゴリズム研究室 応用情報科学 研究室 515	データ工学研究室 ソフトウェア工学 研究室 516	データ工学研 究室 ソフトウェア工 学研究室 517			

4階

生田博将研究室 401	理402 演習室 402	理403演習室 403	プロジェクト 室 404	W C W C エレベーター	電気工学第2研究室 405	技術経営戦略演習室 406	システムシ ミュレ ーション 研究室1 407	システムシ ミュレ ーション 研究室2 408	システムシ ミュレ ーション 研究室3 409
生田博将実験室 410	山口克彦 研究室 411	物性物理学研究室 412	物質科学研究室 413	岡沼信一 研究室 414	電気工学第1研究室 415	石岡 賢 研究室 416	技術経営戦略 研究室 416	樋口良之研究室 417	

3階

化学系学生 居室 301	高良慶隆 研究室 302-1	薬品 保管庫 303	先進材料工学・ 表面反応化学 第1実験室 304	大橋弘範 研究室 305	W C W C エレベーター	先進材料工学研究室 / 表 面反応科学 研究室 306	中村和正 研究室 307	先進材料工学・表面反応化学第2実験室 308		
理工後援会・ きびたき会 309	大山 大 研究室 310	分析化学 研究室 311	物質創成・分析化学実験室 312	物質創成 研究室 313	測定室 314	リフレッシュ ルーム 315	無機化学研究室 316	猪俣慎二 研究室 317	高安 徹 研究室 318-1-2	有機化学研究室 319

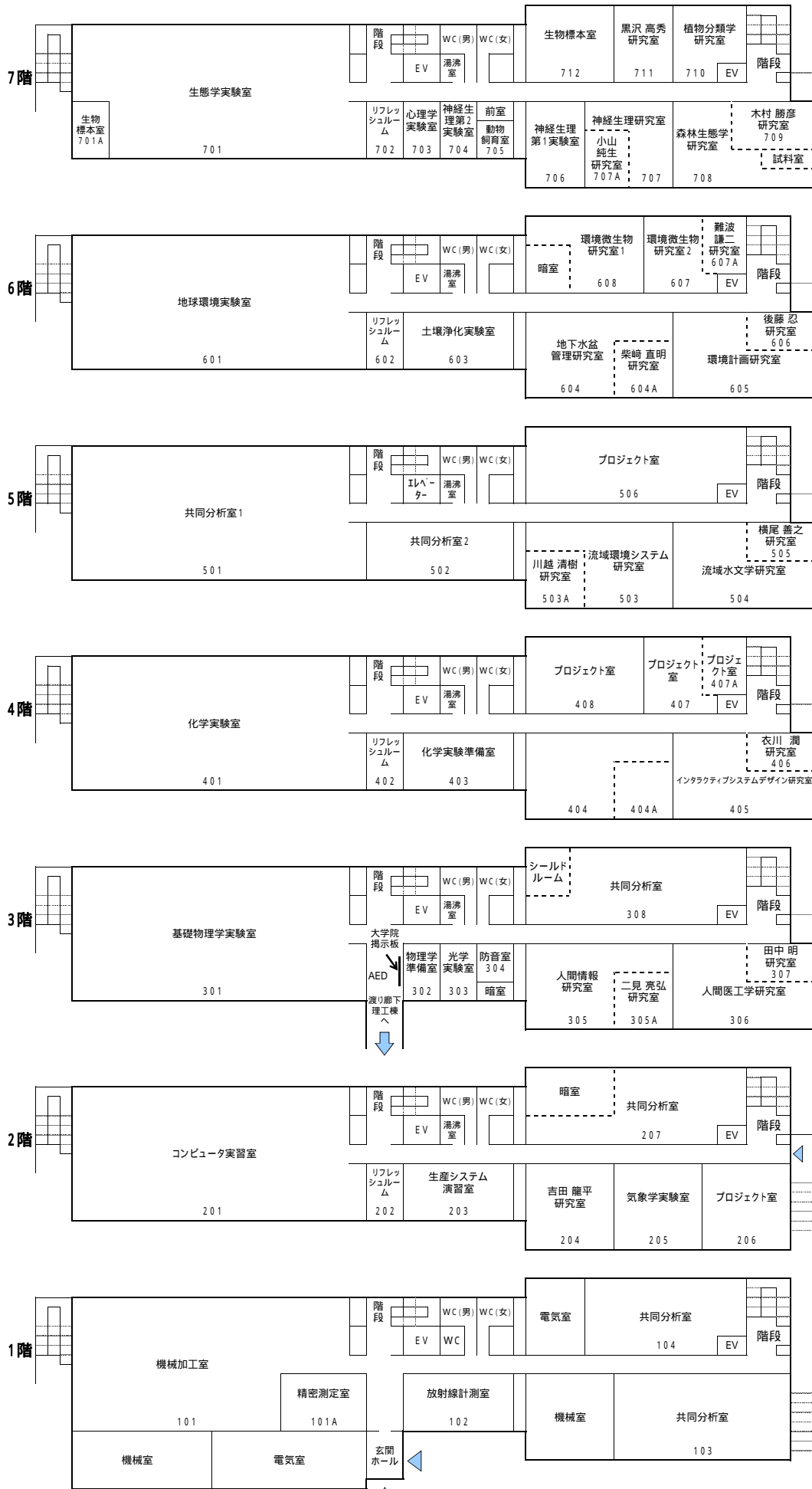
2階

共生システム理工学類 学類長室 201	鳥田邦雄 研究室 202	流体システム 工学研究室1 203	流体システム工学研究室2 204	W C W C エレベーター	流体システム 工学研究室3 205	プロジェク ト室 206	理工 小会議室 207	インキュー ションルーム 208	インキュー ションルーム 209	プロジェク ト室 210	プロジェク ト室 211
理工大会議室 212				董 彦文 研究室 213	管理情報システム工学 研究室 214	宇宙論研究室 215	馬場一晴 研究室 216	メカトロニクス研究室 217-1		高橋隆行研究室 217-2	

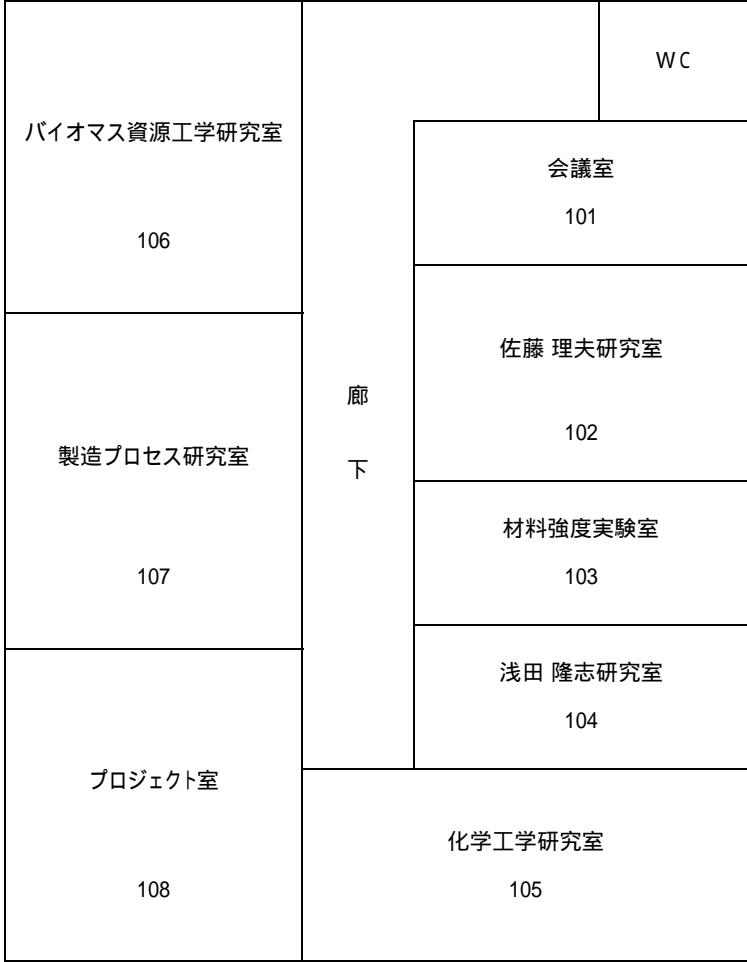
1階

理101演習室 101	理102演習室 102	理103演習室 103	W C W C エレベーター	教員控室 104	印刷室 105	人間発達文 化学類 後援会室 106	人間発達文 化学類非常 勤講師控室 107	リフレッシュ ルーム 108	倉庫 111 女子職員休憩室 109	サ-ハ-室 112 男子職員休憩室 110	人間発達文 化学類 院生室 113
----------------	----------------	----------------	----------------------	-------------	------------	-----------------------------	--------------------------------	----------------------	-----------------------------	--------------------------------	----------------------------

# 共生システム理工学類 研究実験棟

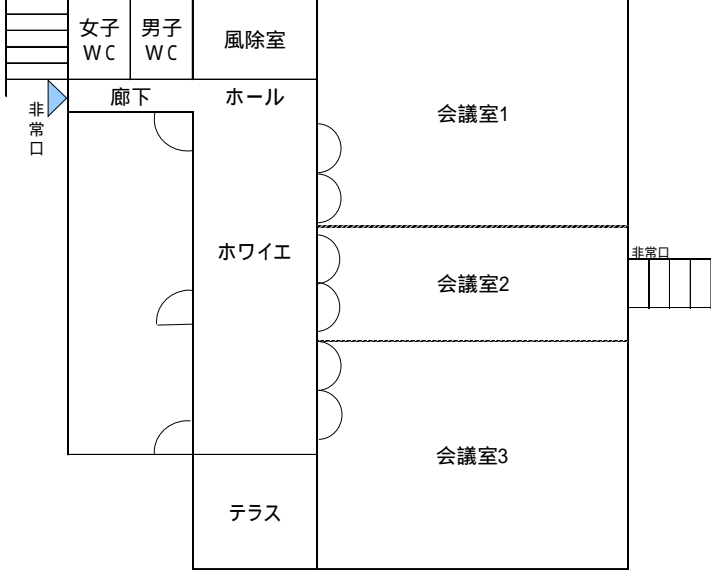


# 理工共通棟



# 募金記念棟

玄関 ▼

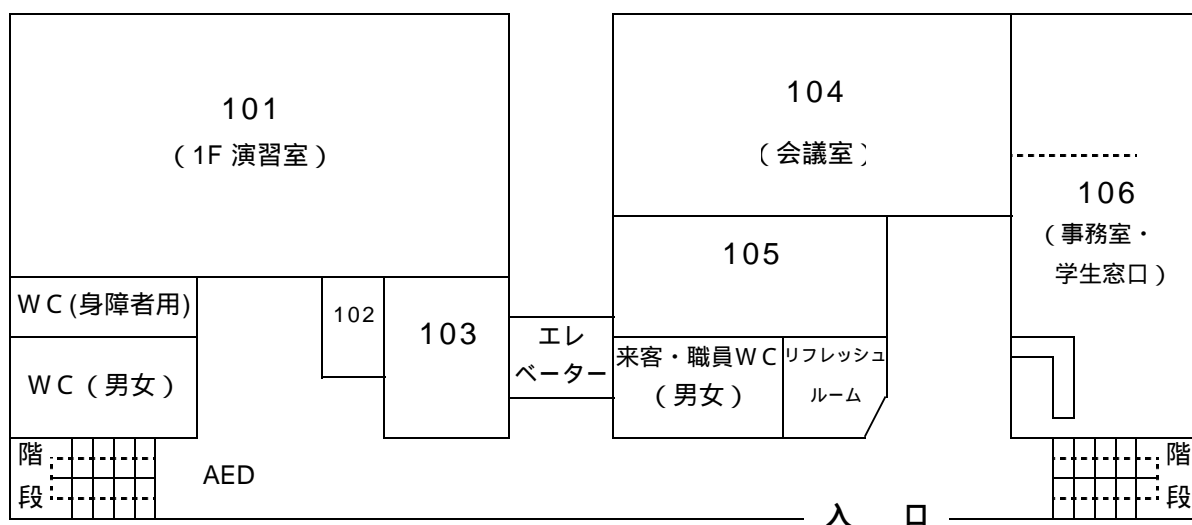


# 経済経営学類棟配置図

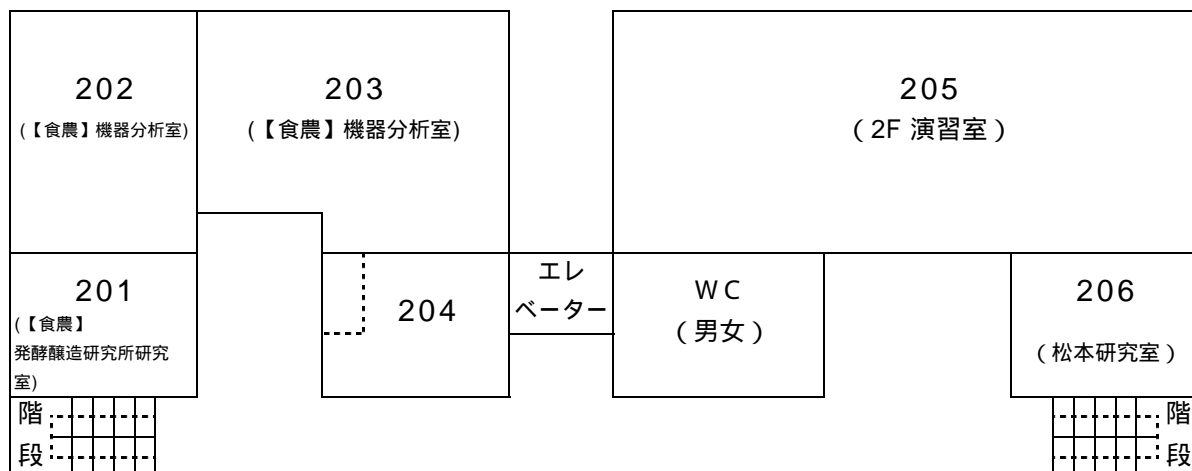
8階	非常口	井上 研究室 801	(食農) 藤原(遥) 研究室 802	(食農) 申 研究室 803	井本 研究室 804	沼田 研究室 805	プロジェクト室 806	藤原(一) 研究室 807	合同 研究室 808	非常口	吉高神 研究室 809	(食農) 金子 研究室 810	(食農) 生源寺 研究室 811	(食農) 荒井 研究室 812	奥本 研究室 813	(食農) 藤野 研究室 814
	藤原(遥) 研究室 815	村上 研究室 816	野際 研究室 817	佐藤(英) 研究室 818	岩井 研究室 819	遠藤 研究室 820	野口 研究室 821	階段	エレベーター 便所 女 便所 男	<理> 永福 研究室 822	(食農) 則藤 研究室 823	ユン 研究室 824	(国際セ) マクマイケル 研究室 825	階段		
7階	非常口	菊池 研究室 701	経済基礎論 講座 資料室 702	岩本 研究室 703	十河 研究室 704	貴田岡 研究室 705	佐藤(寿) 研究室 706	平野 研究室 707	松浦 研究室 708	非常口	奥山 研究室 709	下山 研究室 710	金 研究室 711	石川 研究室 712	研究室 713	荒 研究室 714
	会計学講座 資料室 715	福富 研究室 716	経営学講座 資料室 717	国際コユニ ケーション講座 資料室 718	根建 研究室 719	合同研究室 720	階段	エレベーター 便所 女 便所 男	ネットワー ク研究室 721	合同研究室 722	稲村 研究室 723	三家本 研究室 724	階段			
6階	非常口	朱 研究室 601	研究室 602	吉田 研究室 603	熊沢 研究室 604	(食農) 林 研究室 605	プロジェクト室 606	国際地域 経済講座 資料室 607	コピー室 608	非常口	合同研究室 609	<総教セ> 高森 研究室 611	マカースラフ 研究室 612	吉川 研究室 613	経済分析講 座資料室 614	
	(食農) 小山 研究室 615	大川 研究室 616	末吉 研究室 617	プロジェクト室 618	佐野 研究室 619	合同研究室 620	階段	エレベーター 便所 女 便所 男	クスタフオク ン 研究室 621	佐々木 研究室 622	手代木 研究室 623	伊藤(俊) 研究室 624	階段			
5階	非常口	演習室 501			演習室 502			合同研究室 503		非常口	院生 研究室 504	院生 談話室 505	院生 研究室 506			
	演習室 507	演習室 508	演習室 509	プロジェクト室 510	階段	エレベーター 便所 女 便所 男	院生 研究室 511	院生 研究室 512	院生 研究室 513	院生 研究室 514	階段					
4階	非常口	演習室 401	演習室 402	演習室 403	演習室 404	非常口	演習室 405		演習室 406		演習室 407					
	行政政策学類棟へ															
	演習室 408	演習室 409	演習室 410	階段	エレベーター 便所 女 便所 男	演習室 411		ゼミ生用ロッカールーム 412			階段					
3階	非常口	地域未来 デザインセ ンター 研究室 301	地域未来 デザインセ ンター 研究室 302	地域未来 デザインセ ンター等 会議室 303	地域未来 デザインセ ンター 研究室 304	松川 資料 準備室 305	研究・地域連携担 当 副学長室 306	非常口	地域未来 デザインセ ンター プロジェクト室 307	食農 プログラム 事務局 添田・加藤 308	食農プログラム プロジェクト室 309	<PBL> 千葉 研究室 310	<キャリア> 吉川(正) 研究室 311			
	{研究・地域連携担当・ACF事務局・地域未来デザインセンター事務}	地連 研 資 料 室 313	階段	エレベーター 便所 女 便所 男	地域未来 デザインセ ンター ミーティ ング ルーム 314	地域未来 デザインセ ンター 長室 315	地域未来 デザインセ ンター プロジェクト室 316	地域未来 デザインセ ンター プロジェクト室 317	階段							
2階	非常口	100周年記念ルーム(仮) 201	学類 スタップ室 202	第2会議室 203	教員控室 204	非常口	非常勤 講師 控室 205	応接室 206	学類長室 207	第1会議室 208	準備室 209	大会議室 210			非常口	
	信陵自習室 211	行政・経済学類支援室 212	印刷室 213	階段	エレベーター 便所 女 便所 男	文書庫 214	高商・学部 資料室 215	文書庫 216	階段	機械室 217	EHP方式					
▼ 共通講義棟へ																
1階	非常口	保存書庫 101	スタジオ兼倉庫 102	プロジェクト室 103	玄関	特別演習室(仮) 104	プロジェクト室 105	演習室 106	プロジェクト室 107	プロジェクト室 108	非常口					
	機械室 109	電気室 110	経済 学会室 111	女子休養 室 112	男子休養 室	階段	エレベーター 身障者 用 便所 男	演習室 113	演習室 114	階段	プロジェクト室 115	<理>サウンド スケープ研究室 116	EHP方式			

# 情報基盤センター配置図

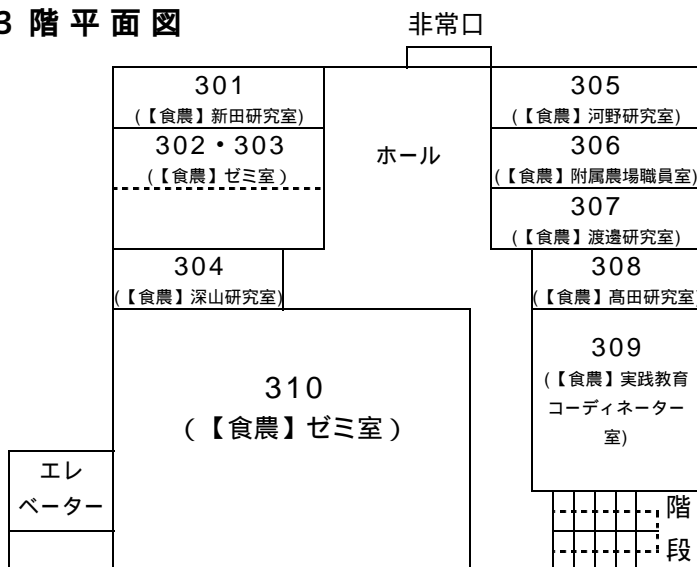
## 1 階 平面図



## 2 階 平面図



## 3 階 平面図



# キャンパスマップ

自然に囲まれたキャンパス 自然とともに学ぶ

5学類・4研究科が1つのキャンパスで学んでいます。



食農学類  
附属農場(畑・果樹園)

食農学類  
附属農場(水田)

至福島市内

至二本松

正門へ

信陵公園

馬場

保健管理センター

3 学生会館  
(学生食堂・売店・  
学生総合相談室)

2 学生寮

サッカー・ラグビー場

第二体育館

ハンドボールコート

弓道場

野球場

文化系  
サークル棟

合宿研修施設

テニスコート

体育系  
サークル棟

バレーボールコート

ゴルフ練習場

野外ステージ

プール

体育館

陸上競技場

保健体育棟

理工共通棟

西門

6 行政政策学類棟

1 講義棟

学生活動センター棟

共生システム理工学類  
研究実験棟

学校臨床  
支援センター

9 食農学類棟

4 情報基盤センター

5 人間発達文化  
学類棟

8 共生システム  
理工学類棟

音楽棟

附属図書館

美術棟

10 環境放射能研究所

至福島・南福島

金谷川駅

至松川・二本松





**教務課（共生システム理工学研究科担当）**

**TEL 024 - 548 - 8357**

**FAX 024 - 548 - 8224**

**窓口取扱時間**

月曜～金曜	9:00～12:30、13:30～17:00 17:00～19:40（授業実施日 他）
土・日・祝日	

その他、長期休業期間の一部、一般入試期間については、窓口が閉鎖される場合があります。詳しくは、教務関係日程表又は掲示板上でご確認ください。



〒960 - 1296 福島市金谷川 1 番地

福島大学大学院共生システム理工学研究科

学籍番号	
氏 名	